

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

国民年金への切り替えをお忘れなく

国内に住所がある他の公的年金制度に加入していない20～59歳の方には、国民年金への加入・保険料の納付を義務付けています。国民年金の加入種別は3種類に分かれていて、届け出は加入時だけでなく種別が変わったときにも必要です。

◆国民年金の加入種別

第1号被保険者=自営業・学生・アルバイトなど、**第2号被保険者**、**第3号被保険者**以外の方 ▶ **第2号被保険者**=厚生年金に加入している方 ▶ **第3号被保険者**=第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

第2号被保険者が退職すると、第1号被保険者となるため届け出が必要で、その方が扶養している配偶者(第3号被保険者)も第1号被保険者への切り替えが必要です。また、第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が65歳に達したときも、第1号被保険者への切り替えが必要です。

第1号被保険者への切り替え手続きは、国保年金課国民年金係(区役所中棟2階)または区民事務所、杉並年金事務所で行ってください。

☎国保年金課国民年金係、杉並年金事務所 ☎3312-1511

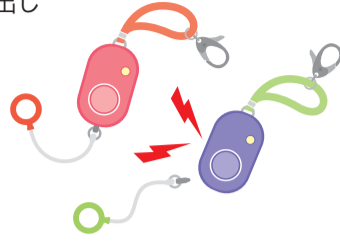
子育て・教育

私立・国立小の新生児に防犯ブザーを貸与

区内在住で、4月から私立・国立の小学校に入学する新生児を対象に、防犯ブザーを無料で貸し出します。

☎**園危機管理対策課(区役所東棟5階)** = 3月31日(金)まで、午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ▶ **区民事務所** = 3月31日(金)まで、午前8時30分～午後5時(3月18日、日曜日、祝日を除く)。25日(土)は午前9時から。水曜日は午後7時まで) ▶ **区民課**

区民係(東棟1階) = 3月18日(土)午前9時～午後5時
園危機管理対策課 ☎おさんの年齢が確認できるもの(保険証等)持参。区立小学校の新生児には学校から貸し出し



施設情報

馬橋えんがわ公園の開園

主な施設として、ベンチ、水飲み場、井戸、遊具などがあります。開園を記念して、開園式を行います。
 ☎4月1日(土)午前10時～10時20分 ☎同公園(阿佐谷南1-27-20) ☎式辞、来賓祝辞、テープカット ☎みどり公園課 ☎終了後、苗木を配布(200鉢〈先着順〉。整理券を午前9時30分から配布)。苗木の配布場所は阿佐谷東公園(阿佐谷南1-42-6)

採用情報

※応募書類は返却しません。

会計年度任用職員

- 勤務期間は5回まで更新可
- 報酬は4年度実績

事務補助・障害者採用(短時間)

☎**勤務期間**=6月1日～6年3月31日 ▶ **勤務日時**=原則、週5日。月～金曜日の午前9時～午後4時 ▶ **勤務場所**=区役所または区内の出先事業所 ▶ **資格**=障害者手帳の交付を受けている、または児童相談所等により知的障害者であると判定された方 ▶ **募集人数**=3名程度 ▶ **報酬**=時給1083円 ▶ **その他**=期末手当支給(要件あり)。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり) ☎申込書(人事課人事係〈区役所東棟5階〉、障害者生活支援課〈中棟2階〉で配布。区ホームページからも取り出せます)を、4月10日までに人事課人事係へ簡易書留で郵送・持参 ☎同係 ☎書類選考合格者には面接を実施

管理栄養士

☎介護予防や保健事業における栄養に関する事業の企画・管理、受託事業者への指導、文書作成事務ほ

か ▶ **勤務期間**=6月1日～6年3月31日 ▶ **勤務日時**=原則、月16日。月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 ▶ **勤務場所**=区役所 ▶ **資格**=管理栄養士免許を有する方 ▶ **募集人数**=1名 ▶ **報酬**=月額21万4464円 ▶ **その他**=期末手当支給(要件あり)。有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり) ☎申込書(高齢者在宅支援課日常生活支援事業係〈区役所西棟2階〉で配布。区ホームページからも取り出せます)に管理栄養士免許証の写しを添えて、3月31日までに同係へ簡易書留で郵送・持参 ☎同係 ☎書類選考合格者には面接を実施

相談

不動産総合相談会

調査・売買・登記など、不動産に関する問題に、区内の関係団体の専門家が答えます。

☎4月7日(金)午前10時～午後4時 ☎区役所1階ロビー
 ☎東京土地家屋調査士会杉並支部事務局 ☎3395-0159、東京都宅地建物取引業協会杉並区支部 ☎3311-4937、東京司法書士会杉並支部 ☎5913-7452 ☎関係資料がある場合は持参



その他

住民基本台帳の閲覧状況の公表

4年10～12月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

◆住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◆閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外は認められません。
- ・官公庁が職務として請求する場合
- ・公益性の高い調査研究に利用する場合
- ・公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合

※閲覧の際は区職員が立ち会います。

☎区民課住民記録係

4月の各種健康相談 いずれも予約制。お申し込み・お問い合わせは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談	母親学級	平日パパママ学級	離乳食講習会	0歳からの 歯みがき・歯科健診 (乳幼児歯科相談)	歯みがき デビュー教室	栄養・食生活 相談	ものわすれ相談	心の健康相談
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	20日(木)	5日(水) 12日(水)	-	26日(水) 午後1時15分	午前 14日(金) 28日(金) 午後 13日(木)	27日(木)	14日(金)	28日(金) 午後1時30分	5日(水) 午前9時45分 12日(水) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	10日(月)	-	-	25日(火) 午後1時30分	午前 10日(月) 24日(月) 午後 -	-	6日(木)	28日(金) 午後1時30分	6日(木) 20日(木) 午後1時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	11日(火)	7日(金) 14日(金)	28日(金) 午後1時30分～4時	12日(水) 午後1時30分	午前 18日(火) 午後 6日(木)	20日(木)	18日(火)	13日(木) 午後2時	21日(金) 26日(水) 午後2時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	26日(水)	-	-	27日(木) 午後1時30分 (生後9カ月頃 から)	午前 26日(水) 午後 12日(水)	-	-	6日(木) 午前9時30分	17日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	13日(木)	18日(火) 25日(火)	-	20日(木) 午後1時30分	午前 13日(木) 午後 26日(水)	19日(水)	-	20日(木) 午後2時	4日(火) 午後1時30分

※杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種受診票が必要な方は、各保健センターまたは子ども家庭部管理課母子保健係(区役所東棟3階)へ。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。ベビーカーにチェーン錠をつけるなど各自でご注意ください。間違い電話が多くなっています。掛け間違いのないようご注意ください。

歯の健康相談 8日(土)午後2時～4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3 ☎3393-0391)へ。

凡例 時日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) 申申し込み(記載のないものは直接会場へ)
 問問い合わせ 他その他 ☒Eメールアドレス ☒HPホームページアドレス

5年度杉並区食品衛生監視指導計画の策定

食品衛生法の規定に基づき公表します。
◆概要
 食中毒対策の推進、食品事業者の自主的衛生管理の推進、食品添加物の適正使用および食品の適正表示の確保、リスクコミュニケーションの推進
◆閲覧場所
 杉並保健所(荻窪5-20-1)。区ホームページからもご覧になれます。

※3月30日までは、高円寺保健センター(高円寺南3-24-15)、区政資料室(区役所西棟2階)、消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)でもご覧になれます。
 杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

家内労働の委託状況届

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業者は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。今年は5月1日までに提出してください。
 東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 ☎3512-1614、労働基準監督署



杉並公会堂は大規模修繕に伴い休館します

—— 問い合わせは、杉並公会堂 ☎3220-0401 (午前9時～午後7時(臨時休館日を除く)) へ。

杉並公会堂(上荻1-23-15)は、令和6年に舞台設備の入れ替えを中心とした大規模修繕を行う予定です。作業予定期間中(6年1月9日～8月31日)は全館休館となりますので、杉並公会堂での事業を予定する方はご注意ください。詳細な日程が確定次第、「広報すぎなみ」、区ホームページ等でお知らせします。

更新手続きはお早めに

令和2年度の長寿応援ポイントシールの有効期限は3月31日



—— 問い合わせは、高齢者施策課長寿応援ポイント担当へ。

令和2年度長寿応援ポイントシールは令和5年3月31日が有効期限です。それ以降は交換できませんので、早めにゆうゆう館やコミュニティふらっと、高齢者施策課(区役所東棟1階)で区内共通商品券への交換申請などの手続きをしてください。ポイントの交換は25ポイントから可能です。



身体障害者、要介護者、手や腕をけがしている方等

杉並区議会議員選挙

投票日 4月23日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

▶選挙のめいすいくん



身体障害者手帳や介護保険被保険者証をお持ちの方へ

下表に該当し、ご自身で文字を書くことができる方は、自宅等で投票用紙に記載し、郵便等を利用して投票することができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。お早めにお問い合わせください。なお、下表に該当する方のうち、身体障害者手帳で「上肢」または「視覚」が「1級」の方は、代理記載制度により投票することができます。

	障害の部位	該当する障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1・2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1・3級
	免疫・肝臓	1～3級
介護保険被保険者証	要介護状態区分等「要介護5」	

※「該当する障害の程度」は、「身体障害程度等級」とは異なります。

自身で投票用紙に記載することができない方

心身の故障、その他の事由(手や腕のけが等)により、自身で公職の候補者の氏名を投票用紙に記載することができない方のために、投票所の係員が代理で投票用紙へ記載する代理投票制度があります。投票所の係員2名が補助者となり、1名が候補者氏名を投票用紙へ記載し、他の1名がこれに立ち会うことになります。希望する方は、投票所の係員にお申し付けください。

代理投票での注意事項

- ・選挙人自ら投票所の係員へ投票をしたい公職の候補者を指示する必要があります。
- ・家族や付添人の方が選挙人の代わりに代筆をして投票をすることはできません。
- ・選挙人を介護される方は、投票管理者が認めた場合に限り投票所への入場はできますが、代理投票を行う際には記載場所にいる選挙人から離れていただきます。

※代理投票は自宅から投票できる郵便等投票とは異なり、選挙人が投票所に来る必要があります。

選挙管理委員会事務局

青医療証制度を開始します

4月から高校生等の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する制度を開始します。4月に高校2・3年生相当の年齢のお子さんについては申請が必要です。

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎5307-0785、
 医療証については、高校生等医療費助成コールセンター ☎5307-0353 (3月31日まで) へ。

●4月から高校1年生相当の年齢(平成19年4月2日～20年4月1日生まれ)のお子さん

現在、㊦医療証をお持ちの方は、4月から使用できる㊧医療証に切り替わります(申請不要)。㊧医療証は3月下旬に送付します。

●4月から高校2・3年生相当の年齢(平成17年4月2日～19年4月1日生まれ)のお子さん

㊧医療証の交付には、申請が必要です。対象年齢のお子さんがある世帯には4年12月下旬以降に順次、申請の案内を送付しています。申請がまだお済みでない方は、申請書を、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係まで郵送・持参してください。LoGoフォームからも申請できます。申請時期や申請内容等の不備により、4月1日までに医療証が届かない場合があります。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

※3月中旬に区外へ転出した場合は対象になりません。送付した医療証は返却してください。



▲高校生等の医療費の無償化

小学校に入学するお子さん

現在、㊨医療証をお持ちの方で、4月から小学校へ入学する新1年生の保護者宛に、㊦医療証を3月下旬に送付します(申請不要)。

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※申込期限に(消印有効)の記載がない場合は必着です。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

4月1日から

杉並区出産・子育て応援事業を開始します

区では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、支援につなぐ、伴走型相談支援のさらなる充実を図ります。また、妊娠届け出や出生届け出を行った方等に対して、出産応援ギフトや子育て応援ギフト（出産育児関連用品等と交換できるクーポン）を支給します。

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



◆事業内容

種類	支給対象者	相談・支援内容	支給内容
ゆりかご面接 (妊娠届け出時)	5年4月1日以降、妊娠届を提出した妊婦	妊娠届け出時に保健師等の専門職が全ての妊婦と面接を行います。 ・母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、体調や相談の内容に応じて、その後の育児までを見通した支援プラン（ゆりかごプラン）を作成します。 ・面接後も管轄の保健センターの保健師が一人一人の状況に応じた継続的な支援を行います。	面接時に申請書とアンケートを提出した方に出生応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当）を支給
電話相談 (妊娠8カ月頃)	-	妊娠8カ月ごろの妊婦を対象に保健師等の専門職が電話相談を行います。 ・安心して出産し、産後を迎えられるよう体調の相談や子育て支援サービスのご案内などを電話で行います。希望する方には、保健師等の専門職が面接を行います。	-
すこやか赤ちゃん訪問 (出生届け出後)	5年4月1日以降、出生した児童を養育する方	生後4カ月になるまでの間に、保健師等の専門職がご家庭に訪問します。 ・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、育児不安の解消・軽減を図ります。 ・家庭の状況に応じた、訪問後の継続した支援を関係機関と連携しながら行います。	訪問時に申請書とアンケートを提出した方に、子育て応援ギフト（児童1人当たり5万円相当）の支給

※出産応援ギフトおよび子育て応援ギフトは、他自治体を含み、各1回の支給となります。

◆遡及対象者

支給対象者	ギフト内容	申請方法
4年4月1日～5年3月31日に妊娠届を提出した妊婦	妊婦1人当たり5万円相当(出産応援ギフト)	区から送付する案内により申請
4年4月1日～5年3月31日に出生した児童を養育する方	児童1人当たり10万円相当(出産応援ギフト・子育て応援ギフト)	区から送付する案内により申請、アンケートに回答

※案内を送付する時期が確定次第、区ホームページでお知らせします。

☎制度全般に関すること=子ども家庭部管理課地域子育て支援係▶相談支援に関すること=各保健センター▶ギフトに関すること=出産・子育て応援事業コールセンター☎5307-0832（午前8時30分～午後5時。土・日曜日、祝日を除く）

※現在区議会で審議されている予算案が原案どおり可決した場合に実施します。

4月1日から

産前・産後支援サービスを充実します

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



産前・産後支援ヘルパー事業、多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業のサービス内容が変更になります

●対象

区内在住の妊婦または1歳未満（多胎児の場合は3歳未満）のお子さんを養育中の方

●主な変更点

- ・産前だけでなく、保護者とお子さんが在宅していれば利用できるようになります。
- ・提供するサービスの具体的な内容について、各事業者の情報を区ホームページで公開します。利用する際には各サービスの時間配分を事業者と相談してください。
- ・サービス内容に対象児の直接的なお世話（もく浴や授乳、食事の介助等）を追加しました。

☎子ども家庭部管理課地域子育て支援係



産後ケア事業の利用料金が変わります

●対象

区内在住の産後6カ月未満の産婦とお子さんで、産後ケアを必要とする方

●変更点

産後ケアの利用料金を下表のとおり変更します。利用回数に変更はありません。3月31日までに申請した場合も、利用承認期間内であれば、4月以降は新たな利用料金で利用できます。

区分		変更前	変更後
宿泊型	課税世帯	6000円	3500円
	非課税世帯	3000円	2000円
日帰り型（個別）		2000円	1500円

※利用料金の支払いに、杉並子育て応援券（ゆりかご券を含む）を利用できます。

☎子ども家庭部管理課母子保健係

多胎妊婦の15回目以降の妊婦健康診査費用の一部助成

多胎児を妊娠した方に対し、妊婦健康診査受診票14回分を超えて、自費で妊婦健康診査を受診した際の費用の一部について、5回を上限として助成を行います。

☎子ども家庭部管理課母子保健係

※現在区議会で審議されている予算案が原案どおり可決した場合に実施します。

ご存知ですか？



ひとり親家庭等子育て支援一覧



区内のひとり親家庭等の子育てを支援するため、以下のような制度があります。受給するためには申請が必要です。所得制限など支給要件がありますので、あらかじめご相談ください。詳細は、区ホームページをご覧ください。

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☎5307-0785へ。

児童育成手当

支給要件

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している、ひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方

手当額

月額1万3500円（児童1人当たり）



▲児童育成手当

児童扶養手当

支給要件

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している、ひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方 ※児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで。

手当額

月額1万160円～4万3070円（3月現在。所得に応じて算定。児童2人目以降は所得に応じて手当額が加算）

その他

申請者に同居の父母等がいる場合は、その方も所得制限限度額未満であることが必要です。公的年金等を受給している場合は、ご相談ください。



▲児童扶養手当

ひとり親家庭等医療費助成

助成対象

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童とその児童を養育し、健康保険に加入している、ひとり親家庭等の父または母・養育者で、所得制限限度額未満の方（生活保護等、他の医療費助成を受けている場合は対象外）

※児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで。

助成範囲

健康保険証等を使って医療機関で診療などを受けたときに、窓口で支払う医療費の保険診療に係る自己負担分を助成します。ただし、住民税が課税されている場合は、一部負担金が発生します。

その他

申請者に同居の父母等がいる場合は、その方も所得制限限度額未満であることが必要です。



▲ひとり親家庭等医療費助成

仕事や家事などで悩んでいませんか？ お気軽にご相談ください

子ども家庭部管理課、区内3カ所の福祉事務所では、相談員がひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向けて適切な支援を実施しています。

ひとり親家庭の方が利用できるサービスについては、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



主な相談内容・問い合わせ先

ひとり親家庭の生活一般相談・家事・育児支援、就労支援、養育費確保支援

来庁が難しい方は、インターネットによる相談も受け付けています。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎5307-0343

母子および父子福祉資金貸し付けの相談

20歳未満のお子さんを扶養している、ひとり親家庭等の父または母の技能習得資金、お子さんの修学資金等の貸し付けの相談を受け付けています。

母子生活支援施設への入居相談

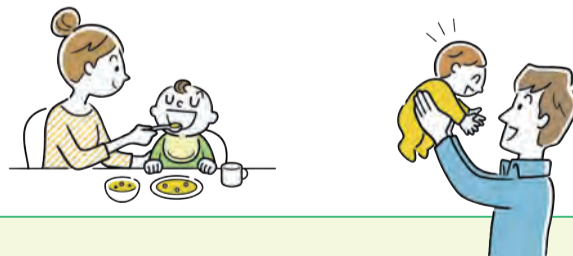
18歳未満のお子さんを養育している母子家庭で、生活上のいろいろな問題がある場合に、母と子が一緒に利用できる施設です。

夫婦男女問題、家族問題などの家庭相談

☎杉並福祉事務所（荻窪 ☎3398-9104 / 高円寺 ☎5306-2611 / 高井戸 ☎3332-7221 〈家庭相談は月・水・金曜日午後1時～5時。祝日を除く。事前予約制〉）

ひとり親家庭のしおり

ひとり親家庭の方が利用できるサービスを紹介する「ひとり親家庭のしおり」（子ども家庭部管理課〈区役所東棟3階〉、福祉事務所などで配布。区ホームページ〈右2次元コード〉からも取り出せます）を発行しています。ぜひ、ご活用ください。



区内空間放射線量等測定結果

区が実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

☎空間放射線量率の測定について=環境課公害対策係 ▶区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定について=学務課・保育課 ▶放射能濃度測定の方法について=杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

広告

このあがりな犬と人見知りな猫のための
ご自宅訪問型動物病院



往診専門 森のくま動物病院



狂犬病予防・ワクチン・動物内科・動物眼科 杉並区・武蔵野市ご自宅訪問いたします
☎090-3911-0203 <https://morinokumaah.com>
診療時間：月曜日～土曜日9:00-17:00（日・祝休）



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。